

令和8年度川崎市立学校等通訳・翻訳支援業務委託仕様書

1 事業の目的

本事業は、川崎市立学校及び関係施設等の依頼に基づき、日本語に不慣れな児童生徒及び保護者等（以下「児童生徒等」という。）に対する通訳又は翻訳の支援を行い、個別の相談等に役立てることを目的とする。

2 履行場所

履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市立小学校、中学校、高等学校（定時制含む）、特別支援学校（分校含む）
- (2) 川崎市教育委員会事務局
- (3) 川崎市総合教育センター、塚越相談室、適応指導教室（ゆうゆう広場）
- (4) 川崎市各区役所
- (5) その他、必要に応じて発注者と受注者は予め協議の上、業務履行場所を変更することができる

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約について

年間800件を上限とし、単価契約とする。

（通訳の時間は1件あたり概ね2時間とする。また、翻訳の数量は1件あたり400文字とする。）

5 支援対象

- (1) 対象児童生徒及びその保護者等
- (2) その他教育委員会事務局担当課（以下「担当課」という。）が特に認めた者

6 業務内容について

本事業は、通訳又は翻訳の依頼に対して、受注者が、外国語の通訳又は翻訳の能力を有した者（以下「通訳翻訳者」という。）を適切に配置し、通訳又は翻訳を行うものとする。

- (1) 通訳の時間は1件あたり概ね2時間とする。また、翻訳の数量は1件あたり400文字とする。
- (2) 本事業の通訳翻訳者は、充分な通訳又は翻訳の能力を有する者とすること。
- (3) 通訳又は翻訳で対応する言語は、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピノ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ベンガル語、ヒンディー語、ウルドゥー語、モンゴル語の15言語を基本とする。他の言語で依頼があった場合については、実施の可否について担当課と相談を行うこと。

7 通訳又は翻訳の範囲について

- (1) 本事業における通訳又は翻訳は、児童生徒等の支援に関わるものであって、営利を目的としないものに限る。また、児童生徒等が学校及び日常生活を送るために、特に支援が必要と考えられる場合に実施するものとし、学校、区役所等において必要とする手続きや情報の提供、相談などに関するものに限る。
- (2) 次の内容に対する通訳又は翻訳は行わないものとする。
- ア 手続き、相談、面談を目的としないイベント、行事等に関する通訳又は翻訳
 - イ 個人の利益を目的としたり、高度な専門知識を要したりする等、日常生活を送るための手続きや相談、面談などを超える通訳又は翻訳
 - ウ 学校における試験や学習のための通訳又は翻訳
 - エ 個別の成績表の翻訳
 - オ その他、本事業の趣旨にそぐわない通訳又は翻訳
- (3) その他、担当課が協議の上必要であると認めたもの。

8 利用について

- (1) 本事業の利用を希望する者（以下「依頼者」という。）は、利用希望日の7日前（土日休日を除く）までに、担当課に「通訳・翻訳派遣依頼書兼報告書」（以下「依頼書兼報告書」という。）を提出しなければならない。担当課は「7 通訳又は翻訳の範囲について」に照らして適切であると判断した場合に受注者へ速やかに連絡する。なお、この手続は担当課と受注者との協議により変更できるものとする。
- (2) 依頼者は、通訳又は翻訳内容について、必要に応じて担当課及び受注者と事前に打合せを行うものとする。
- (3) 受注者は依頼書兼報告書を受理した後、依頼者と業務に関する連絡を行い、通訳又は翻訳を遂行する。終了に際しては依頼書兼報告書の確認欄の記載を行うこと。
- (4) 業務に従事する者の移動にかかる経費は受注者の負担とすること。

9 日程の変更等について

児童生徒等や学校等の都合により日程変更・中止となる場合、当該日の前日午後5時までに、発注者が受注者へ通知する。中止の事前通知が行われず、当該支援に従事する要員の配置が行われた場合または配置のための移動の途上にあった場合は、支援が行われたものとみなす。なお、予測しがたい事態による支援時間の変更または支援員の都合等による勤務不可能な事態が生じた場合は、担当課及び指定事業者で協議の上、日時の変更等適切な処置をとること。

10 事業実施報告について

受注者は、各月毎に事業実施状況を依頼書兼報告書により担当課に報告しなければならない。

11 経費及び実施予定件数について

毎月の実績件数に基づき、請求書により支払うものとする。

12 苦情の処理について

通訳又は翻訳に関する苦情については、受注者において処理するものとする。必要に応じて担当課と相談を行うこと。

13 その他

- (1) 当該業務の円滑な履行について、迅速かつ柔軟に対応すること。
- (2) 業務の履行にあたって、従事する通訳翻訳者が「2 履行場所」に定める学校等に立ち入る際、受注者は、各学校等の防犯、秩序維持等の諸規則に準ずる規律等を決定し、当該通訳翻訳者に遵守させること。
- (3) 業務遂行上で知りえた個人情報等は、第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (4) その他、この仕様に定めのない事項については、担当課と隨時打合せを行い協議すること。